

要望書

この度、京都亀岡被害者遺族、名古屋被害者遺族の要望書を提出します。

平成24年4月23日、京都府亀岡市篠町で、集団登校中の児童9人（6～10歳）と保護者の女性1人の列に、無免許である18歳の少年が運転する車が突っ込み、4名が死傷し、（児童2名、保護者1名、保護者の女性の胎児も死亡し）7名が重軽傷を負うという痛ましく、結果が他の事件に比べても極めて重篤で悲惨な事件が発生しました。加害少年は事故を起こすまで30時間以上も夜通し遊び続けたあげく事故を起こしています。

昨年10月、ブラジル人の運転する車が衝突事故を起こし逃走中に、横断歩道を渡る当時19歳（大学1年）の息子がひき逃げされました。飲酒運転、無免許、無車検、無保険の車で夜間一方通行をライトを消し逆走、約100キロの速度で40m近くも跳ね飛ばされひき逃げされた事故です。犯人の証言だけを取り入れた裁判で、私達が独自で入手した目撃証言テープがあっても誰も聞いてくれないうちに裁判は終わり、控訴も出来ませんでした。

今回加害者どちらも一度も免許を取得したことがありません。一度も免許を取得したことがない人間が、「進行を制御する技能を有している」というのは一般市民感覚では理解できません。悪い事を繰り返した方が罪が軽くなるのは飲酒運転ひき逃げ同様、理解できません。運転免許とは実技と学科に合格し、車を動かす技術と安全に車を運行できる知識があって初めて免許を与えられるものだと思っています。また自動車免許がない人は安全に車を運転できないため「運転してはならない乗り物」であることは誰もが知っている内容だと思います。それを承知の上、無免許で運転すること自体が「悪質な故意」にあたると思います。そのため無免許運転での事故の場合には、危険運転致死傷罪に無免許運転の追加もしくは、無免許運転致死傷罪の新設を行い、無免許運転の厳罰化を強く求めます。安易に繰り返す無免許運転の抑止力には罰金を上げる事をご検討下さい。

また、道交法では無免許運転の量刑が1年と軽いため、無免許運転への罪の意識が薄いことが無免許運転がなくなる原因であると思えます。そのため飲酒運転の厳罰化と同様に、無免許運転及び幫助、教唆の厳罰化を行い、無免許運転をしない、させないよう法改正を強く嘆願します。

今回胎児七ヶ月のお腹の子供が一人としてカウントされていませんがよくお腹の中でも動いており、この事件がなければ絶対に生まれてくるはずでした。一人の人間として認めていただきたい。

人の命に関わる問題ですので、改めて関係省庁とともに広く議論していただきたいと思
います。その結果、刑法の自動車運転過失致死傷罪や危険運転致死傷罪の在り方、或いは交
通事犯に限定した新しい罪の設立など様々な可能性などが検討され、「無免許運転の上で人
を死傷させたら、殺人行為と同じぐらい重大な罪を犯したとみなされる」というようなメ
ッセージが広く国民に伝わるようにしていただきたくお願い申し上げます。

以上のことから、被害者一同の意思をくみ取り、私達の要望をお聞き入れいただきますよ
う切にお願い致します。

以上